



## 通 達

総 16100487- (訂 3)

平成 28 年 10 月 11 日

代表取締役社長 大中勝博

### 【人事】

荒木 香菜子：平成 28 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

佐藤 裕典：平成 28 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

森屋 雅之：平成 28 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

黒沼 久美子：平成 28 年 10 月 3 日を以って試用社員に採用し、総務・人事部上級主任に任じます。

伊藤 瑞璃：平成 28 年 10 月 31 日を以って、依願退職とします。

### 【チーム配属】

小野洋輔：平成 28 年 10 月 1 日を以って、三井住友銀行チームに配属とします。

高橋路治：平成 28 年 10 月 3 日を以って、明治安田チームに配属とします。  
(BP：分析屋所属)

高橋秀忠：平成 28 年 10 月 3 日を以って、明治安田チームに配属とします。  
(BP：分析屋所属)

清水謙：平成 28 年 10 月 3 日を以って、明治安田チームに配属とします。  
(BP：分析屋所属)

### 【報奨】

太田勇輔：当社は、NTTコムウェア殿から請負開発を受注しました。その成功には同君の顧客信頼が大きかったので、金一封の報奨とします。

### 【定例会】

定例会を開催します。現場勤務のスケジュール調整をし、全員参加してください。

日時：2016/10/12 (水) 17:30～18:45

場所：港区立商工会館 研修室 <https://minato-shoukou.jp/access>

議題：①第 25 期決算報告と第 26 期第 1 四半期の状況 (社長)

②新社員紹介、資格表彰および就業規則の改定採決 (花井)

③親睦会報告 (役員変更と社員旅行について) (中嶋)

④総務からの連絡 (真島)

### 【内定者研修会議】

日時：2016/10/12（水）18:45～19:45

場所：港区立商工会館 研修室(例会直後に同所で開催)

議題：月例議事（お弁当支給）

### 【部課長会】

「部課長会議」を開催します。指名された管理職者等の人はご出席下さい。

日時：2016/10/12（水）19:45～20:45

場所：港区立商工会館 研修室(例会直後に同所で開催)

議題：新社内体制と管理職者の心得（社長と前田顧問により実施）

### 【インターン】

柴田健人：平成28年10月3日～10月31日までシステム開発部インターンとして受け入れます。（HAL東京 ゲーム学科）

### 【就業規則改定】

平成28年10月6日付で、以下の通り就業規則の改定を予定しています。

変更前および削除箇所	追加および変更箇所
<p>従業員就業規則 第16条（出張・研修・項課・面談等の勤務時間および費用支弁旅費）</p> <p>従業員が社内外で終日、研修等を受ける場合は原則として第7条の時間を勤務したものとみなし、時間外手当は支給しない。但し、半日研修等の短時間である場合はその時間を研修等として勤務したものとみなす。</p>	<p>従業員就業規則 第16条（出張・研修・項課・面談等の勤務時間および費用支弁旅費）</p> <p>従業員が社内外で研修等を受ける場合はその時間を勤務時間として扱い、相当する賃金を支払う。</p>
<p>第51条（退職手続）</p> <p>従業員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも1ヶ月以前に退職の意思表示をなし、退職しようとする日の14日前までに退職届を提出しなければならない。</p>	<p>第51条（退職手続）</p> <p>従業員が自己の都合により退職しようとするときは、概ね2ヶ月以前に退職の意思表示をなし、退職しようとする日の1ヶ月前までに退職届を提出しなければならない。</p>
<p>第9章 新設 第57条 新設</p>	<p>第9章 例会及び徽章規定 第57条（例会）</p> <p>従業員は会社が召集する、例会、それに準じる会、または管理職者会議に出席しなければならない。</p>

## 第58条 新設

2. 項新設

3. 項新設

## 第9章 雜則

第57条（損害補償等）

第58条（慶弔見舞金）

第59条（火災予防）

第60条（損害賠償）

第61条（自動車通勤）

## 第58条（徽章の着用）

前条の会に出席する場合は、特に指定されない限り、当社所定の徽章（名札）を着用し相互に明快に識別できるようにしなければならない。

2. 従業員は会社が指示した場合の業務では、当社所定の徽章を着用しなければならない。

3. 前各項の徽章は、退職時には会社に返納しなければならない。

## 第10章 雜則

第59条（損害補償等）

第60条（慶弔見舞金）

第61条（火災予防）

第62条（損害賠償）

第63条（自動車通勤）

## 従業員持ち株会規定

第23条（会の所在地）

この会の所在地は、東京都大田区山王三丁目27番6号 株式会社ヘルメスシステムズ本店内とする。

2. 項新設

## 従業員持ち株会規定

第23条（会の所在地）

この会の所在地は、株式会社ヘルメスシステムズ本店内に置く。

2. 株式会社ヘルメスシステムズが本店移転をした場合は、自動的に実質的に移転を果たした日から当会も移転する。

以上